

試験問題（解答時間50分）（100点）

Ⅳ. 法人税法

問1

次の ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計20点）

- (1) 内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。
内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の からその事業年度の を控除した金額とする。
- (2) 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、 又は無償による 又は 、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の の額とする。
- (3) 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。
- ① その事業年度の収益に係る 、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
 - ② ①に掲げるもののほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（ 以外の費用でその事業年度終了の日までに の確定しないものを除く。）の額
 - ③ その事業年度の の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- (4) 上記(2)に規定するその事業年度の収益の額及び(3)の①から③に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

問 2

次の資料に基づき、当社の当期（令和3年4月1日から令和4年3月31日）における役員給与の損金不算入額について、計算し ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計21点）

(1) 当社が当期中に役員等に支給した報酬・賞与は次のとおりである。

(単位：円)

氏名	役 職 名	報 酬		賞 与		各人毎の給与 の支給合計額
		役 員 分	使用人分	役 員 分	使用人分	
A氏	代表取締役社長	13,200,000	—	5,500,000	—	18,700,000
B氏	専 務 取 締 役	11,700,000	—	5,500,000	—	17,200,000
C氏	常 務 取 締 役	10,500,000	—	5,500,000	—	16,000,000
D氏	営 業 部 長	—	5,400,000	—	2,250,000	7,650,000

(注) 上記表中の給与は全て損金経理により支出している。

(2) 報酬として支給した給与は毎月25日に同額を支給したものの年額である。

なお、当期において業績が好調であるため、当期の1月支給分より毎月A氏に対し400,000円、B氏及びC氏に対し300,000円ずつそれぞれ報酬を増額して支給している。

(3) 上記の他、当期においてB氏が業務中以外に犯した交通反則金50,000円を損金経理により支出している。

(4) 給与として役員に支給した金額は全て適正金額の範囲内である。

[役員給与損金不算入額]

(単位：円)

(1) 1項基準額									
①	A氏	A	+	B	×	3月	=	C	
②	B氏	D	+	E	×	3月	+	F	= G
③	C氏	H	+	I	×	3月	=	J	
		①+②+③=		K					
(2) 2項基準額									
		L							
(3) (1)+(2)= M									

問 3

次の資料に基づき、当社（期末資本金額は1億円であり、株主はすべて個人である。）の
当期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の別表4の金額について計算して ～
 に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計7点）

- | | |
|---|-------------|
| 1. 当期純利益 | 32,900,000円 |
| 2. 損益計算書に計上されている納税充当金繰入額 | 21,000,000円 |
| 3. 損益計算書の租税公課勘定のうちには損金不算入となる税金が次のようにある。 | |
| (1) 中間申告分法人税額 | 13,000,000円 |
| （うち、中間申告分地方法人税額が550,000円含まれている。） | |
| (2) 中間申告分道府県民税額及び市町村民税額 | 6,200,000円 |
| 4. 減価償却費 | 985,000円 |
| （うち、償却限度額に達するまでの金額は585,000円） | |
| 5. 貸倒引当金繰入超過額 | 285,000円 |
| 6. 交際費等の損金不算入額 | 960,000円 |
| 7. 寄附金の損金不算入額 | 230,000円 |
| 8. 受取配当等の益金不算入額 | 463,500円 |
| 9. 法人税額から控除される所得税額 | 82,000円 |
| 10. 税額控除の対象となる外国法人税の額 | 300,000円 |
| 11. 控除税額 | 382,000円 |

所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）		事業 年度	・ ・ ・ ・	法人名	別表四（簡易様式） 令二・四・一以後終了事業年度分	
区 分		総 額	処 分			
			留 保	社 外 流 出		
		①	②	③		
当期利益又は当期欠損の額	1	円 A	円	配 当	円	
				そ の 他		
加 算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	2	13,000,000			
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	6,200,000			
	損金経理をした納税充当金	4	B			
	損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延滞金（延滞分を除く。）及び過払税	5			そ の 他	
	減価償却の償却超過額	6	C			
	役員給与の損金不算入額	7	21,000,000		そ の 他	
	交際費等の損金不算入額	8	D		そ の 他	
	貸倒引当金繰入超過額	9	E			
		10				
	小 計	11	43,945,000			
減 算	減価償却超過額の当期認容額	12				
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13				
	受取配当等の益金不算入額（別表八（一）「13」又は「26」）	14	F		※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「26」）	15			※	
算 小 計		21	F		外 ※	
仮 計		22	76,381,500		外 ※	
（1）+（11）-（21）		23			そ の 他	

問 4

甲株式会社（以下「当社」という）における当期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の決算に関する資料は以下のとおりである。納付すべき法人税額及び地方法人税額について、計算して別表 1 及び別表 1 次葉の ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計 18 点）

- なお、解答に当たっては、次の事項を前提として計算しなさい。
- (1) 税法上適用される方法が 2 以上ある事項については、当期の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
 - (2) 当社は、設立第 1 期から当期まで引き続き青色申告書である確定申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続きは、すべて適法に行うものとする。
 - (3) 消費税及び税効果会計については一切考慮する必要はない。
 - (4) 当社の所得金額は25,015,025円である。
 - (5) 当社の中間申告分の法人税額は5,000,000円、地方法人税は250,000円である

		事 業 年度等	3 ・ 4 ・ 1 4 ・ 3 ・ 31		法人名	甲株式会社	
法 人 税 額 の 計 算							
(1)のうち中小法人等の年800万円相当 額以下の金額 A (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	B	(50)の C % 又 は 19 % 相 当 額			53	D
(1)のうち特例税率の適用がある協同 組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51) の 22 % 相 当 額			54	
そ の 他 の 所 得 金 額 (1)－(50)－(51)	52	E	(52) の 19 % 又 は F % 相 当 額			55	G
地 方 法 人 税 額 の 計 算							
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	H	(56) の I % 相 当 額			58	
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57) の 10.3 % 相 当 額			59	

別表一次葉
令二・四・一以後終了事業年度等分

<次ページに続く>

<問4の続き>

【以下の画像は、解答の都合上一部修正しています】

令和 0 年 0 月 0 日		事業年度分の法人税 確定 申告書		令和 年 年 月 月 日 日		還元以降 送付可否		適用額明細書 提出の有無		税理士法第33条 の2の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有		別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分…令二・四・一以後終了事業年度等分		
令和 0 年 0 月 3 日		事業年度分の地方法人税 確定 申告書		(中間申告の場合 の計算期間)		税理士法第30条 の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有		税理士法第33条 の2の書面提出有				
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	1	十億 百万 千 円		2	2 5 0 1 5 0 2 5		3	J		4	J		5	J	
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2	J		3	J		4	J		5	J		6	J	
	法人税額の特別控除額 (別表六「六」④)	3	J		4	J		5	J		6	J		7	J	
	差引法人税額	4	J		5	J		6	J		7	J		8	J	
	連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5	J		6	J		7	J		8	J		9	J	
	課税土地譲渡利益金額 (別表三「二」②4・②5・②6)	6	0 0 0		7	0 0 0		8	0 0 0		9	0 0 0		10	0 0 0	
	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7	0 0 0		8	0 0 0		9	0 0 0		10	0 0 0		11	0 0 0	
	課税留保金額 (別表三「一」④)	8	0 0 0		9	0 0 0		10	0 0 0		11	0 0 0		12	0 0 0	
	同上に対する税額 (別表三「一」⑧)	9	0 0 0		10	0 0 0		11	0 0 0		12	0 0 0		13	0 0 0	
	法人税額計	10	J		11	J		12	J		13	J		14	J	
この申告書による地方法人税額の計算	中間申告分の法人税額	15	K		16	K		17	K		18	K		19	K	
	差引確定(中間申告の場合はその 法人税額(税額とし、マイナース (14) - (15)の場合は、(26)へ記入)	16	1 4 7 4 0 0		17	1 4 7 4 0 0		18	1 4 7 4 0 0		19	1 4 7 4 0 0		20	1 4 7 4 0 0	
	課税標準の 法人税額	33	J		34	J		35	J		36	J		37	J	
	課税標準法人税額	34	J		35	J		36	J		37	J		38	J	
	地方方法人税額 (58)	36	H		37	H		38	H		39	H		40	H	
	課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37	H		38	H		39	H		40	H		41	H	
	所得地方方法人税額 (36) + (37)	38	H		39	H		40	H		41	H		42	H	
	外国税額の控除額 (別表六「二」⑤0)	40	H		41	H		42	H		43	H		44	H	
	差引確定地方法人税額	44	M		45	M		46	M		47	M		48	M	
	中間申告分の地方法人税額	43	L		44	L		45	L		46	L		47	L	

税 理 士
署 名 押 印

問5

次の資料に基づき、当期の課税所得金額の計算上、税務調整すべき金額について ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計5点)

[租税公課等に関する事項]

当期において租税公課として損金経理した金額は次のとおりである。

- | | |
|--|------------|
| ① 固定資産税 | 1,200,000円 |
| ② 自動車税 | 100,000円 |
| ③ 中間申告分の法人税額（地方法人税を含む。）、住民税額及び事業税額に係る延滞税50,000円、延滞金30,000円の合計額 | 80,000円 |
| ④ 罰金（役員の業務中の交通違反に対してのもの。） | 50,000円 |
| ⑤ 印紙税（うち、過怠税90,000円） | 290,000円 |
| ⑥ 不動産の移転登記に伴う登録免許税 | 120,000円 |
| ⑦ 都市計画税 | 150,000円 |
| ⑧ 源泉徴収税に係る不納付加算税 | 110,000円 |

所得金額の計算

(単位：円)

計 算 過 程
[租税公課に関する事項]
(損金計上附帯税等)
80,000円 + A + 110,000円 = B
(損金計上罰金等)
C

問6

甲株式会社（以下「当社」という）における当期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の別表4について税務調整すべき金額を計算して ～ に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計9点）

なお、解答に当たっては、次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 税法上適用される方法が2以上ある事項については、当期の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (2) 当社は、設立第1期から当期まで引き続き青色申告書である確定申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続きは、すべて適法に行うものとする。
- (3) 消費税及び税効果会計については一切考慮する必要はない。

〈資料〉

- ① 当社の資本金等の額は、資本金の額(10,000,000円)と資本準備金(1,500,000円)の合計額である。
- ② 上記以外の事項については計算上考慮する必要はない。

〔交際費等に関する事項〕

当期において損金経理により交際費勘定に計上した金額は11,665,600円であり、その内訳は次のとおりである。

- | | |
|--|------------|
| ① 得意先に当社名入りのカレンダーを贈与した費用の額 | 2,000,000円 |
| ② 得意先等に対する中元・歳暮の贈答に要した費用の額 | 1,580,000円 |
| ③ 従業員の慰安のための運動会に要した費用の額 | 1,220,000円 |
| ④ 得意先等を料亭で接待するために要した費用の額
(一人あたりの支出額が5,000円以下になったことはない。) | 5,009,600円 |
| ⑤ 得意先等を旅行に招待するために要した費用の額 | 1,856,000円 |

(単位：円)

計 算 過 程	
(1) 支出交際費額	$1,580,000\text{円} + 5,009,600\text{円} + \text{A} = \text{B}$
(2) 損金算入限度額	① 接待飲食費損金算入基準額 $5,009,600\text{円} \times \text{C} \% = \text{D}$ ② 定額控除限度額 $\text{E} \times \frac{12}{12} = \text{E}$ ③ ①<② ∴ E
(3) 損金不算入額	$\text{B} - \text{E} = \text{F}$

問 7

甲株式会社（以下「当社」という）における当期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の別表4について税務調整すべき金額を計算して A ～ O に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。（計20点）

なお、解答に当たっては、次の事項を前提として計算しなさい。

- (1) 税法上適用される方法が2以上ある事項については、当期の法人税額が最も少なくなる方法によるものとする。
- (2) 当社は、設立第1期から当期まで引き続き青色申告書である確定申告書を提出しており、かつ、必要な申告の記載及び証明書類の添付等の手続きは、すべて適法に行うものとする。
- (3) 消費税及び税効果会計については一切考慮する必要はない。

〈資料〉

- ① 当期純利益 4,847,950円
- ② 当社の株主はすべて個人株主である。
- ③ 当社の資本金等の額は、資本金の額(10,000,000円)と資本準備金(1,500,000円)の合計額である。
- ④ 別表4の仮計の金額は21,244,050円である。
- ⑤ 上記以外の事項については計算上考慮する必要はない。

〔寄附金に関する事項〕

- ① 当期において損金経理により計上した寄附金は次のとおりである。

イ 秋祭り費用として町内会に対して支出した金額	150,000円
ロ 自動車安全運転センター(特定公益増進法人)に対して支出した金額	300,000円
ハ 国立大学法人に対して支出した金額	2,000,000円
- ② 日本赤十字社に対する支出（財務大臣の承認を受けている。）で未払金経理した金額 4,000,000円
- ③ 上記の他、近隣の神社に対し土地を贈与している。なお、当該土地の譲渡直前の帳簿価額は2,000,000円であり、贈与時の時価は3,800,000円である。

(単位：円)

計 算 過 程	
〔寄附金の損金不算入額〕	
(1) 支出寄附金総額	
① 指定寄附金等	A
② 特定公益増進法人等に対する寄附金	300,000
③ その他の寄附金	150,000 + B = C
④ ①+②+③=	D
(2) 損金算入限度額	
① 特別損金算入限度額	$\{(10,000,000 + 1,500,000) \times \frac{\text{E}}{12} \times \frac{\text{F}}{1000} + (21,244,050 + \text{D}) \times \frac{\text{G}}{100}\} \times \frac{1}{2} = \text{H}$
② 一般寄附金の損金算入限度額	$\{(10,000,000 + 1,500,000) \times \frac{\text{E}}{12} \times \frac{\text{I}}{1000} + (21,244,050 + \text{D}) \times \frac{\text{J}}{100}\} \times \frac{1}{\text{K}} = \text{L}$
(3) 損金不算入額	
①	$6,250,000 - 2,000,000 - \text{M} = \text{N}$ (注) $\text{M} < \text{H} \therefore \text{M}$
②	N - L = O